

新旧対照表

【分類例規（昭和 60 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
7602.00	<p>1. サッシのもの</p> <p><u>輸出統計品目表第7602.00号において「サッシのもの」には、組立てに使用されたねじ等が取り除かれていないもの並びにサッシの一部として使用されたプラスチック及びゴム等が付着したもの</u>を含む。</p>	(新規)
8541.10及び8541.29	<p>1. ダイオード及びトランジスター</p> <p><u>輸入統計品目表第8541.10号及び第8541.29号の細分において「半導体動作領域」とは、半導体素子の電流が流れる領域をいう。なお、半導体デバイスには、半導体素子の形成にあたり、基板となる結晶の上に同種又は異種の結晶の薄膜を成長（エピタキシャル成長）させ、当該薄膜内に半導体動作領域を形成するものもある。</u></p>	(新規)
8703.80	<p>1. 中古電気自動車</p> <p><u>輸入統計品目表第8703.80号において「中古のもの」とは、海外の自動車製造者又は輸出代理業者（製造業者の指定する代理人を含む。）以外のものの発行する送り状又は売渡し証により輸入されるものをいう。</u></p>	(新規)